

2016年10月25日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

参議院選挙の結果、安倍自公政権は改憲に賛成する各党の議席と合わせて改憲発議に必要な3分の2を超える議席を確保し、「すでに憲法改正案は提示している。憲法審議会の中で議論を進め、改憲を進める」と公言しています。選挙中は、一言も触れずに、「アベノミクスの好循環」を強調し多数を確保した自公政権が、自民党の憲法改正案にもあるように、社会保障は「自立・自助」、「自己責任」、「家族的責任」を強調し、耐え難い負担増を押し付ける計画が、選挙直後から再開した各種委員会で検討されています。

すでにこれまでの3年間に社会保障関係費予算の自然増が1兆3500億円圧縮され、骨太方針2015を受け、今後3年間で「集中改革期間」として位置づけさらに1兆5000億円の削減にむけ、制度の改悪と国民負担増が強行されようとしています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度改悪について自治体からのご意見をうかがいながら、地域住民の命と暮らしを守る共通の課題を一致させ、本来の自治体の役割を発揮していただくことを要望してまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回答（長寿介護課）

第6期の介護保険料には、第5期で積み立てた基金の残高を取り崩し、繰入しました。

保険料段階については、厚生労働省基準を参考に定めています。低所得者の保険料率の引き下げと、高所得者の保険料率を引き上げにより、徴収すべき保険料の総額の中でバランスをとっています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答（長寿介護課）

第1号被保険者の介護保険料は、課税状況（前年所得）等をもとに、所得段階ごとに決定されます。所得に応じた負担になっているため、町独自の減免は考えておりません。

また、国が公費による保険料の軽減を強化して実施しているため、対象者の保険料は軽減されています。(第1段階の方の保険料率(0.5)は、平成28年度は 0.45、平成 29 年度は 0.3 へ引き下げられます)

また、低所得者の方の介護サービス利用料は、負担の上限額が低く設定されており、上限を超過した分は、高額介護サービス費として支給されるため、町独自の減免は考えておりません。

- ③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

回答 (長寿介護課)

補足給付対象者の認定と同様に、第4段階の特例減額措置においても国の定める要件を全て満たす必要がありますので、利用者の申請に基づき、適切に対応していきます。

(2)介護保険利用の際の手続き

- ★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

回答 (長寿介護課)

要介護認定の申請があった場合、身体の状態を詳細に聞き取り、必要な場合のみ基本チェックリストを実施しておりますので、振り分けという形はとっておりません。

- ②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

回答 (長寿介護課)

介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施するものですが、市町村の状況に応じて指定居宅介護支援事業所へ委託することが可能とされているため、東郷町でも状況に応じて委託可としています。

また、介護保険事業に係る費用の増大を抑制する必要があるため、現行額以上の委託料を設定することは考えていません。

★(3)基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答 (長寿介護課)

特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、尾張東部圏域で必要数を整備するため、東郷町高齢者福祉計画において計画した上で設置します。

施設入所待機者の解消を図るため、第6期高齢者福祉計画では地域密着型介護老人福祉施設1か所を整備しており、平成29年4月開所予定です。

(4)総合事業について

①総合事業移行にあたって

- ★ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

回答 (長寿介護課)

東郷町では平成28年7月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。総合事業移行後、一定期間は介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用することができますが、適切なケアマネジメントを実施の上、順次、緩和した基準によるサービスや住民主

体の多様なサービス等へ移行することとなります。

しかしながら、ケアマネジメントの結果、身体状況等の理由から現行相当サービスの利用が必要であると認められた方については、引き続き介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を利用することができます。

★イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

回答 (長寿介護課)

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、介護サービスの担い手不足が課題となるため、指定事業者の実施する緩和した基準によるサービスは必要不可欠となります。また、現行相当サービスの利用者が限定されることから、介護サービス事業者が事業所を経営する上での選択肢の一つとして、緩和した基準によるサービスの導入は必要であると考えます。

ウ) 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

回答 (長寿介護課)

現行相当サービスは、総合事業移行後一定の期間は利用可能ですが、総合事業実施の趣旨を鑑み、適切なケアマネジメントを行った上で多様なサービスへ順次移行します。そのため、新たなサービス・資源の開発に力を入れていきます。

② サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

回答 (長寿介護課)

第6期高齢者福祉計画において各種サービスの供給や高齢者及び認定率など積算し、必要なサービスが供給できるよう介護保険料を設定しています。

(5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

① 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答 (長寿介護課)

高齢者の集まりの場所への援助については、「思い出の語り場づくり」として、会場使用料(年上限 60,000 円)と傷害保険料(年上限 30,000 円)を助成していますので、現行以上の助成は考えておりません。また、東郷町社会福祉協議会においても「いきいきサロン事業」として助成事業を行っています。

② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

回答 (長寿介護課)

住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任制度を実施しています。高額介護サービス費については、世帯合算や支払いの混乱が予想されるため、実施を考慮していません。

★(6) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答 (長寿介護課)

要介護認定者は、介護の手間によって要介護度が認定されているため、障害の程度とは判断基準が異なります。したがって、一律に障害者控除の対象にすることは考えておりません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答（長寿介護課）

本町では平成22年度から、要介護認定者で障害者手帳の所持がなく、障害者控除の対象となる方には障害者控除対象者認定証を送付しています。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

回答（保険医療課）

本町の国民健康保険の被保険者は減少しておりますが、保険給付費は年々上昇しているため、現時点での保険料の引き下げは考えておりません。

平成30年度の制度改正に向け、国に対しては市町村国保の負担軽減を要望しております。

- ★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答（保険医療課）

子どもにつきましては、別に助成制度を実施しております。保険税の均等割の対象から除外及び一般会計による減免も予定しておりません。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答（保険医療課）

資格証明書の発行は行っておりません。保険証については、定期的な納税相談、自主納付を促す観点から短期保険証を発行しております。

- ④保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

回答（保険医療課）

他の納税者との公平性を保つためにも正当な理由や納税相談のない滞納者に対しては必要な措置として滞納処分を行います。短期保険証については、町の規定に基づき、自主納付を促す観点から短期保険証を交付しております。有効期間は基本的に3か月としております。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答（保険医療課）

当該一部負担金の減免を実施する予定はありません。一部負担金の減免制度の案内は窓口においてあります。ホームページにも触れております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

- ★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

回答（収納課）

法令の規定に則って行います。

- ★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）1）納税の猶予、2）換価の猶予、3）滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答（収納課）

地方税法第15条の徴収猶予又は換価の猶予の各要件等に該当すると認められる場合及び、滞納処分の停止に該当する事実があると認められる場合は、法に基づき対応します。

分納・減免については法令に反しない範囲で対応していきます。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

回答（福祉課）

現在、生活保護担当部門に警察官OBは配置していません。

- ④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

回答（福祉課）

県福祉事務所が事業を実施しており、町と連携を図っています。生活保護に関しては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

- ★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと対処しており、町独自の手当を新設する予定はありません。

- ⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書（ポルトガル語やタガログ語）を整備してください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあっては、県と相談しながら必要に応じ検討していきます。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答（保険医療課）

愛知県の補助制度に上乘せして、福祉医療制度を実施しております。また、必要とする補助については県に要望したいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答（保険医療課）

平成24年1月診療分から、18歳年度末までの子ども医療費について、所得制限なし、自己負担額なしで、現物給付により実施しております。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

回答（保険医療課）

平成26年8月診療分から、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級をお持ちの方を対象に、一般の病気を対象とした助成を実施しております。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

回答（こども課）

単に相対貧困率のみを調べるのではなく、貧困対策を真に必要とする子どもを捉えることができるように調査方法を検討していきます。

イ)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回答（学校教育課）

現状では、基準の引き上げは考えておりません。

年度途中での周知については、方法を検討していきます。

支給費目については、平成23年度よりPTA会費及び生徒会費を追加しましたが、それ以上の拡充は今のところ考えておりません。

ウ)教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答（こども課）

安全で安心な子どもの「居場所づくり」として、町内全域に児童館や放課後児童クラブを開設しております。今後「こども食堂」等の取り組みが始まることになれば、その目的に合わせて支援を考えていきます。

（くらし協働課）

現在、「無料塾」や「子ども食堂」などの取り組みを行っているNPO団体は、本町が確認できる町民活動センター登録団体を調べたところ、ありませんでした。しかしながら、近隣

市等の状況を確認しつつ、必要に応じて研究していきます。

- ★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

回答（給食センター）

学校給食法により、賄材料費については保護者負担としておりますのでご理解ください。

なお、給食費における一般財源の繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援等は法の趣旨にそぐわないと考えておりますので検討しておりません。

- ★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

回答（こども課）

保育所の整備計画に基づき、受入枠の拡大を図ります。

保育の格差については、各施設形態の認可基準・運営基準に基づき、保育を実施します。

認可保育園については、平成29年度に保育所が1園開設予定です。

- ④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。

回答（こども課）

保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和はせず、保育園の民営化や統合等により配置を充実させます。また、これに併せて町独自の配置基準を検討し、健全な保育環境を目指します。

保育料の軽減につきましては、制度に合致し適正に行っており、処遇の改善も進められるよう指導しております。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

回答（こども課）

子どもに関することの相談先として、こども家庭相談員と保健師を配置しております。

（学校教育課）

心の教室相談員を3中学校計4名配置しており、また愛知県教育委員会から小中学校計5校にスクールカウンセラーを配置してもらっております。

平成28年度より、子どもの家庭環境による問題に対処するため、スクールソーシャルワーカーを配置しました。

- ⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

回答（こども課）

ひとり親世帯に対しては所得制限を設けず、月2,000円の手当を支給しております。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

回答（福祉課）

町内にない障害福祉サービス事業所の開設に向けた方策を検討していきます。人材確保については、事業所等に対し研修の案内を行っています。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

回答（福祉課）

利用対象者が通勤や通学の移動訓練を行う場合の一時的な利用については、最長1か月と定めていますが、利用対象者の置かれた状況やニーズを勘案し、調整しながら柔軟に対応しています。

（学校教育課）

現在、町では小中学校対象に児童心理士・発達障害支援指導者・療育保育担当保育士・保健師等による年1回の巡回相談を行っています。

③障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

回答（福祉課）

障害福祉サービスの利用料負担については、法に基づき、実施しており、町独自で無償にする予定はありません。

（給食センター）

学校給食法により賄材料費については保護者負担とされておりますので、ご理解下さるようお願いします。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア)65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

回答（福祉課）

相談支援事業所において本人の利用状況を聞き取り、サービスの説明をしています。

イ)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

回答（福祉課）

介護保険利用に切り替わる前に事前説明をさせていただくとともに、状況に応じて引き続き利用できる場合もある旨を説明しています。

⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

回答（福祉課）

入院中の介助は基本的には院内スタッフにより対応されるべきものと考えます。

⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答（福祉課）

町内にある2か所の相談支援事業所は、町の委託により実施しており、計画相談支援事業が適正に行えるよう年度ごとに委託料を見直しています。

★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答（福祉課）

町内に対象となるグループホームがないため、町独自の補助は予定しておりません。また、本町から国への要望も予定しておりません。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答（健康課）

乳幼児の任意予防接種は、国の動向を見極め研究していきます。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

回答（健康課）

現在の額は適正であり、助成額の増額は予定していません。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。

回答（企画情報課）

国全体で進められている社会保障分野における改革や財源措置等については、本町のみで判断できるものではないため、意見書等の提出は考えておりません。

- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

回答（保険医療課）

マクロ経済スライドの採用は、将来にわたり年金財政の均衡を保つための国の施策と解釈しております。そのため、町としてマクロ経済スライドを働きかけることは、考えておりません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回答（長寿介護課）

平成24年度から介護職員処遇改善交付金事業に代わり介護職員処遇改善加算が介護報酬加算として新たに加わりました。事業者が自発的に賃金改善の目標や計画、職員の能力向上のための研修に取り組むことで、報酬が加算されています。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

回答（福祉課）

施設整備に関しては国・県の補助が既に行われているため、意見書・要望書を提出する予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

（1）福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

（2）市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

以上